

第3回 江別市障がい福祉計画等策定委員会 議事概要

日時 平成29年10月27日(金) 10:00～12:00

場所 江別市民会館2階21号

出席者：【委員】今井委員長、中川副委員長、石井委員、岩城委員、工藤委員、小西委員、白川委員、菅原委員、谷藤委員、那須野委員、松本委員、山本委員

【市】真屋部長、三上次長、白石室長、四條課長、本多課長、宮崎係長、河崎係長、永利主査、粥川主事、加藤主事

【委託業者】(株)サーベイリサーチセンター 斎藤課長(以下、SRC斎藤という。)

1. 開会

2. 議事

- (1) 第4期障がい者福祉計画(平成27年度～32年度)に関する進捗について
- (2) 第1期障がい児福祉計画(平成30年度～32年度)の意向調査に関する結果報告について
- (3) 第5期障がい福祉計画(平成30年度～32年度)及び第1期障がい児福祉計画の見込量について
- (4) 江別市子どもの福祉に関するアンケート結果のまとめ

委員長： 皆様、おはようございます。本日は晴天に恵まれました。本日も重要な議案が揃っていますので集中して、重要なポイントでは皆様から忌憚のない意見をいただきながら進めていきたいと思っております。

早速ですが、次第の議事をご覧ください。

(1) から (4) まであって、特に (2) で障がい児福祉計画の意向調査の結果があり、それを踏まえて (4) 子どもの福祉に関するアンケート結果のまとめで、委員の皆様からの課題を抽出することが本日の大きなテーマとなっております。よろしく願いいたします。

それでは議事に入ります。初めに、次第2の議事(1)第4期障がい者福祉計画に関する進捗について、事務局からお願いいたします。

永利主査： まず、第2回策定委員会でご指摘いただきました文言や資料の数値等を修正し、新たな資料を追加したものを事前送付させていただいておりますので、今回は主な追加資料についてのみ、ご説明させていただきます。

それでは資料1の10ページ、(7)障がい者数の推計をご覧ください。

障がい者数の推計に当たっては、回帰分析という統計的手法を用いております。これは、過去の推移を将来に当てはめて推計する方法でございます。限られた要因から、5年程度の短期的な推計を行うのに効果的な方法でございます。具体的には、平成20年から29年までの障がい別手帳所持者数の総人口に占める割合を算出し、この推移をもとに30年度から32年度までの推計を行っております。推計の結果としては、身体障がい者は概ね横這いで推移し、知的障がい及び精神障がいは増加傾向を続けるものと推計しております。

続いて11ページ、(8)特別支援学級設置状況でございますが、次の12ページで1箇所修正をお願いいたします。下段の表題“言語通級児童数の推移”と記載されていますが、これを“通級指導児童数の推移”に修正をお願いいたします。

続きまして、13ページ(9)難病患者についてでございますが、平成25年度から難病患者も障害者総合支援法に規定する障害福祉サービス等の利用が可能になり、その対象となる疾病が拡大されております。

その下(10)障がい者雇用ですが、市内の企業について障がい者雇用の状況を示した表でございます。半数以上の企業が法定雇用率を達成しております。

引続き、資料2の第4期障がい福祉計画に関する進捗についての説明に入らせていただきます。第2回策定委員会では、平成27年度及び28年度の実績を報告させていただき、29年度は単純推計として過去の実績から伸び率を求めた方法でお示しさせていただきました。

今回は、平成29年3月末の見込みを障害福祉サービス、障害児通所支援、地域生活支援事業において、次のとおり推計しております。

まず、障害福祉サービスの実績の利用人数ですが、平成29年度の障がい者数に28年度の障害福祉サービスの利用率を乗じ、同年度における障害福祉サービスを利用するであろう方の人数を、「利用見込者数」として推計しております。

次に、平成27年度から28年度にかける利用率の伸び率を算出し、29年度も同程度の伸び率を見込み、「増加見込者数」を推計しております。

最後に、算出した「利用見込者数」に「増加見込者数」を加え、平成29年度の利用人数を推計しております。

また、総利用時間の算出方法は、平成26年度から28年度における利用時間から一人当た

りの利用時間の平均値を算出し、先程求めた利用人数に乗じることで29年度の利用時間の総計を推計しております。

次に、各サービスで若干減少している部分のご説明をいたします。

2ページ、(2) 日中活動系サービスをご覧ください。下から2段目の療養介護でございますが、療養介護とは、医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行うサービスでございます。医療行為と常時の介護を必要とする重度の障がいのある方のために行うサービスとして、新規申請はほとんどなく、平成29年8月末までの実績を確認したところ、それまで利用されている方が2名亡くなられたため、その影響を受けて減少しております。

次の短期入所でございますが、短期入所とは、自宅で介護する人が病気の場合などに短期間、夜間も含め施設で、入浴、排泄、食事の介護などを行うサービスでございます。平成29年8月末までの実績を確認したところ、利用人数は横這いで推移しておりますが、一人当たりの利用日数が若干減少傾向にあるため、延利用日数を若干減少させております。

また、4ページ、地域生活支援事業の実績でございますが、こちらの推計方法は障害福祉サービスと同様の方法で算出しております。説明は以上でございます。

委員長： 資料1の説明について、委員の皆様からご意見・ご質問等がございますか。

石井委員： 2ページから身体、知的、精神の障がい別のデータは障がい児も含んだデータであると思いますので、“身体障がい者・児”又は“知的障がい者・児”というように“児”も併記できないでしょうか。

また、8ページでは障がい児に絞って身体障がい児と知的障がい児の年齢別の経年データがありますが、精神障がい児が載っていないのはなぜでしょうか。

四條課長： まず8ページですが、ご指摘のとおり精神障がい児は今回掲載されておりません。次回以降の資料で修正させていただきます。

また、ご指摘のあった2ページの(2) 身体障がい者、5ページの(3) 知的障がい者、7ページの(4) 精神障がい者の見出しですが、トータルの数値には障がい児も含まれておりますので、“児”の併記については検討させていただきたいと思っております。

石井委員： 引き続きもう1点お聞きします。700名弱いらっしゃる今回のアンケートにおいて、回収率が高い数値となっていることは、親御さんがお子さんのことを非常に心配していることが表れているということで評価できるかと思っております。

お聞きしたいのは、アンケートの対象となっている方たち皆さんが、18歳を過ぎてから重度心身障害者医療費助成制度の対象になるのかどうかということです。

四條課長： 今回のアンケートでは697件のアンケートを発送しております。発送対象者は、障がい者手帳を所持しているお子さん又は児童発達支援等の通所受給者証をお持ちのお子さんやその保護者の方が発送対象であり、発送時点ではすべての方が手帳をお持ちの方ではございません。しかしながら、障がい児として数字で表させていただいたものは、あくまでも手帳をお持ちのお子さんでございます。前回の調査では、手帳をお持ちのお子さんのみを対象に調査を実施したのですが、発達に不安のある児童発達支援のサービスを受けているというお子さんが相当数いらっしゃいますので、その方々も今回はアンケートに含めたところでございます。従って、発送対象者となったすべてのお子さんが18歳以降に障がい者手帳をお持ちのことが条件であるサービスを受けられるわけではございません。

委員長： 他にご意見やご質問はございませんか。（特になし）

それでは議事（２）第１期障がい児福祉計画（平成３０年度～３２年度）の意向調査に関する結果報告について、説明をお願いいたします。

SRC斎藤： 資料３をご用意ください。

１ページ、調査の概要を示しております。回収状況については、発送数が６９７件、回収数が３９８件、回収率は５７．１％でございました。前回の調査とは対象区分が異なりますが、前回の１８歳未満の方の回収率は４５．３％でしたので、今回は１０ポイント程度上回る結果になっております。

では、調査結果について簡単にご説明いたします。まず、調査票の記入者ですが、対象がお子さんということもあり、記入者は「母親」が８９．７％と９割を占めております。お子さんの年齢は、「３～５歳」が２８．４％、「６～１１歳」が３７．９％と比較的多くなっております。

２ページ、所持している手帳や発達の不安の状況でございます。４１．０％の方が療育手帳をお持ちの方でございました。この他にも「対人関係や社会性に関する不安」、「言語発達に関する不安」、「発達障がい」が３割から４割台で多くなっております。

その下、日常的な医療的ケアの状況ですが、医療的ケアを「受けている」方は８．０％で１割弱といったところでございます。「受けていない」方は９割程度を占めております。

受けている医療的ケアの種類では、「服薬管理」が多く、「経管栄養」や「人工呼吸器の管理」は比較的少ないという結果でございました。

３ページ、発達の不安や障がいに気づいたきっかけでございますが、最も多かったのが「定期健診（乳幼児健康診査）で指摘された」が３３．４％、また「家族・親族が気付いた」が２５．１％と続いておりました。

気づいた時の子どもの年齢は、「１～２歳」が４１．５％、「３～５歳」が３３．４％となっており、「５歳」までが８７．０％を占めております。平均年齢では３歳となっております。

また、気づいた時にどこに相談したかという質問に対して、最も多かったのが「保健センター」、続いて「家族・親族」、「子ども発達支援センター」が４割台で多くなっております。なお、この設問につきましても、気づいた時の年齢に応じて相談先が多少異なっており、０～２歳といった場合は「かかりつけの病院」が多く、その後の３～５歳では「保健センター」や「子ども発達支援センター」が多くなっております。保健センター等の健診で発見されたというケースが多いため、そのまま保健センターに相談という流れが見えてくる結果でございました。

４ページ、最初の相談等の際、気づいた時に説明してほしかったことに対しては、「発育・発達の課題や障がいに関する今後の見通し」が８４．９％と特に多く、この他、「障害福祉サービスの仕組みや内容に関すること」が５２．３％で続いております。

５ページ、保育や教育についてでございます。日中の居場所は、お子さんの年齢に応じて変わっております。多かったのは「保育所・幼稚園・認定こども園」、「通常学級（小・中学校）」、「特別支援学級（幼・小・中学校）」などでございます。

中学校卒業後に希望する進路では、「高等学校（全日制）への進学」が５４．２％と半数以上を占めております。また、その先の希望する進路としては「就職させたい（アルバイトなどを含む）」が３５．６％と就労に関する希望も多くなっております。

６ページ、保育や教育への希望や充実させるべき点という質問に対する回答で多かったのが、

「特性に応じた保育や教育」で64.8%、続いて「進学・進級時の情報の引継ぎ」が41.7%、「障がいや特性に対応した施設や設備の充実」が34.7%となっております。

療育や支援で充実させるべき点としては、「友達など人とのかかわり方に対する支援」が38.7%、「学習に対する支援」が31.2%、この2項目が3割台で特に多く、続いて「教職員の理解や支援」、「費用に対する助成」が2割台となっております。こちらもお子さんの年齢に応じて、充実させるべき点への要望に若干違いがみられます。特に1～2歳ぐらいまでの比較的早い段階では、「会話やトイレなど日常生活に対する支援」といった社会的スキルに関するものが多くみられました。また、小学校の年代に入ると、「学習に対する支援」、「友達など人とのかかわり方に対する支援」といったコミュニケーション支援や「教職員の理解や支援」という要望も多くみられ、中学・高校の年代では、「就労に向けた支援」が4割以上と特に多くなっておりました。

7ページ、介護や支援の状況についての結果でございます。子どもの介護や支援をしている主な方は、「母」が89.1%と圧倒的に多くなっております。

子どものことで悩んだり困ったりしていることでは、「子どもの将来の生活のこと」が66.6%で最も多く、続いて「子どもの進学のこと」、「子どもの育児や教育のこと」が6割弱、「子どもの就職のこと」が41.7%となっております。

8ページ、困ったことや疑問に思うことの相談先としては、まず「家族・親族」が75.1%と多く、それ以外では「保育所・幼稚園・認定こども園・学校の教職員」が50.5%、「友人・知人」、「子ども発達支援センターの職員」、「病院・施設などの関係者」が4割前後で続いております。これもお子さんの年齢に応じて通学・通園しているお子さんでは、「保育所・幼稚園・認定こども園・学校の教職員」が多く、それ以外では「病院・施設などの関係者」、「子ども発達支援センターの職員」への相談が多くなっております。

相談体制の満足度ですが、「ふつう」が65.1%と多く、「満足」が17.6%、「不満」が15.6%と概ね二分している結果でございます。

なお、前回調査の知的障がい児の結果と比較すると、前は「満足」が15.8%、「ふつう」が60.8%、「不満」が22.5%となっております。今回、「不満」が15.6%となっておりますので、やや改善の傾向がみられる結果となっております。

9ページ、相談機能を充実させるために必要なことでは、まず「適切なアドバイスができる専門的な人材がいること」が53.3%で最も多く、続いて「相談からサービス提供まで一貫した支援体制を充実すること」が46.5%、「気軽に話を聞いてもらえること」が41.2%と、この3項目が4割以上を占めて特に多くなっております。

また、福祉に関するサービスについては、現在の障害福祉サービスの利用状況と今後の利用意向を並べて示しております。現在の利用状況としては、「児童発達支援・放課後等デイサービス」が74.9%で特に多くなっております。今後の利用意向としては、ほとんどの項目で利用状況よりも多い結果となっており、特に「福祉施設などでの就労（就労移行支援・就労継続支援）」、「相談支援」、「福祉施設などでの通所介護（生活介護・自立訓練）」での差が大きくなっております。なお、現在の利用状況で最も多かった「児童発達支援・放課後等デイサービス」は74.9%から54.0%と唯一利用意向の方が少なくなっておりますが、利用意向としてはサービスの中で最も多い結果となっております。

10ページ、障害福祉サービスに対して今後力を入れてほしいものに対する回答結果ござ

います。最も多かったのが「就労能力の向上、就労の場の確保」で32.4%、これにほとんど差がなく「障がいの程度や生活に応じた障害福祉サービスの提供」が31.4%で続き、「日常生活や福祉サービスなどの相談の場」の充実を求める声が25.9%となっております。

障がい福祉に関する情報入手手段として最も多かった回答は「インターネット」が53.0%、「市の広報や市の窓口」が36.2%、「家族・知人」が32.2%と続いております。これらの前回の知的障がい児の結果との比較でございますが、前回「インターネット」は29.2%と3割弱となっており、今回53.0%と大きく伸びている傾向が見受けられたところでございます。

11ページ、情報入手手段の満足度は、「ふつう」が54.8%と多く、「不満」が34.4%となっております。前回と比較しますと、前は「満足」が2.5%、「ふつう」が60.0%、「不満」は34.2%といった結果となっており、今回の「不満」の34.4%とほぼ変わらない状況ですが、「満足」は5ポイント程度伸びている結果でございます。「不満」と回答した人の理由として最も多いものは、「情報がどこから入手できるかわからない」が65.0%を占め、また、「情報が少ない」が52.6%、「必要な時に必要な情報が得られない」が49.6%といったものも5割前後を占めております。

12ページ、差別解消についてでございます。平成28年4月1日から施行されている障害者差別解消法について「知っている」は22.4%、「聞いたことはある」は26.9%となっており、概ね半数の人が認識をしておりますが、一方で半数の人が「知らない」という状況でございます。

差別を受けたり、嫌な思いをしたりした経験では、「ある」という回答が22.9%、「少しある」が27.9%、「ない」は46.0%となっております。「ある」と「少しある」を両方あわせると、半数以上の方にその経験があるという結果となっております。こちらも知的障がい児の前回結果と比較すると、「ある」は前回31.7%でしたが、今回の結果ではそうした経験も多少軽減されている状況が確認できました。

差別を受けたり、嫌な思いをしたりした場所等は、「お店を利用するとき」、「公共施設や交通機関を利用するとき」、あるいは「職場や学校にいるとき」など、多岐にわたって挙げられております。

13ページ、将来についてでございます。子どもに望む将来の暮らし方で最も多かったのは、「自立してひとりで暮らしてほしい」が、60.6%と高い数値を占めております。

子どもに将来就いてほしい仕事は、「正社員など（常勤雇用）」を希望される方が65.1%と多くなっております。

また、そのような将来のために学齢期に必要な支援としては、「ソーシャルスキル訓練」が45.7%、「特性や課題に応じた学習支援」が45.2%で、この2項目が特に多くなっております。

14ページ、江別における子どもの生活についてでございます。江別のまちが障がいのあるお子さんやその保護者にとって暮らしやすいまちかという質問に対しては、「暮らしやすい」が13.8%で、57.8%の方は「ふつう」と回答されております。また、「暮らしにくい」は26.9%となっております。前回の結果と比較すると、前回では「暮らしやすい」は5.8%、「ふつう」が60.8%、「暮らしにくい」が29.2%となっておりまして、今回の結果からやや改善されている傾向も見受けられるという結果でございます。

なお、「暮らしにくい」と回答した理由としては、78.5%の方が「専門的な医療機関が少ないこと」を挙げております。続いて「利用できる障害福祉サービスが十分でないこと」が49.5%と半数程度を占めており、これに「バスなどの交通の便が悪いこと」、「働く場所が少ないこと」が3割台で続いております。

15ページ、障がい福祉施策についてでございます。充実すべき施策は何かということに対する回答の結果で最も多かったのは、「通常学級にできる限り通えるような支援を充実させること」が35.2%、「障がいや病気を早期発見し、適切な療育や医療が受けられるようにすること」が34.4%、これに「経済的な支援の充実」が32.7%で続いており、上位3項目はこのような結果となっております。

なお、こちらも回答されるお子さんの年齢に応じて充実すべき施策は異なっており、幼児期の1歳から5歳まででは、「障がいや病気を早期発見し、適切な療育や医療が受けられるようにすること」に対する要望が特に高くなっております。小学校期になると、「通常学級にできる限り通えるような支援を充実させること」又は「放課後児童クラブなど放課後の活動の場を充実させること」などが多く、中学校から高校期に入ると、「就労支援の充実」が4割を超えて高くなっております。このように年齢別でも充実すべき施策に対する要望が異なるという結果も見えたところでございます。説明は以上でございます。

委員長： この事前配付資料については予め委員の皆様もお目通しのことかと思いますが、お子さんの年齢によって医療の充実や学校での教育の在り方など、もう少し年齢が上がると将来の就労に関する希望など、年代別で特徴が出てきているということを今の説明で加えていただきました。委員の皆様からご意見・質問はございませんか。

岩城委員： 回収率は前回よりも上がりましたし、良かったのではないかと思います。ただ、前回も申し上げましたとおり、やはり本当に困っている人こそ回答できていないケースが多いのではないかと危惧しております。アンケートには全ての設問に回答するのが理想であると思いますが、それが逆にネックとなって本当に困っている人が記入できずにいたのではないかと思います。例えば、お子さんが2人いて、2人とも障がいをお持ちの場合、調査票は別々なので、1人分の記入でも大変なのに2人分記入するのはもっと大変です。調査票の全てに記入するというのは難しいと思いますが、例えば、学校等で担任の先生が困っていることを聞き出すなどできないでしょうか。本当に困っている人の困りごとを1つでも減らせるようにこうした計画がつけられると思います。調査票を返送できていない方の声を聴く機会がもっと増えると良いと思います。

委員長： 今の点について、私からお話しをさせていただきます。冒頭で皆様に確認させていただきましたが、本日の議事の最後（4）で、私たち委員が、障がい児福祉の発展のために課題と思われることを意見として出させていただきます。岩城委員のご意見は前回の委員会でも強調されていたので、私もよく覚えております。この捉え方ですが、私はこのように考えております。声に出せない方、本当に困っている方はアンケートにも答えられない、個別の細かな事情もあるし、書く気にもなれないという方もきっといらっしゃると思います。しかしながら、このようなアンケートを通じてでしか当事者の声は我々のところには届かないという側面もあります。そういう意味では、今届いている声を基にどのような計画をつくりあげていけば、アンケートに回答できなかった方々にも届くような課題抽出をしていけるかということにつながっていくのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

岩城委員： わかりました。

委員長： 他に質問や意見はございませんか。

石井委員： 私から3点質問がございます。

まず、回収された398件の内訳として、身体、知的、精神の障がいを重度、中度、軽度に分けた場合のそれぞれの回収率はおわかりでしょうか。

2点目ですが、重複障がいの方はどの程度いらっしゃるのでしょうか。

3点目ですが、5ページの一番下、「高等学校気」とは何のことでしょうか。

SRC斎藤： まず3点目の「高等学校気」は「高等学校期」の表記の誤りでございます。申し訳ございませんでした。

質問の順を遡る形となりますが、2点目の重複障がいの方の人数については、本日の資料では提示しておりませんので、口頭で説明させていただきます。

まず、身体障害者手帳をお持ちの方が回答者の中で43名いらっしゃいました。この方々のうち、知的障がいもお持ちの方が37%、人数で言うと16名でございます。なお、身体障害者手帳をお持ちの方で「発達障がい」や「言語発達に関する不安」、「運動発達に関する不安」などについて、10%程度の方がこれらの不安も抱えていると回答しております。

また、療育手帳をお持ちの方が163名いらっしゃいますが、この方々の中で「発達障がい」や「言語発達に関する不安」も該当している方は30%程度となっております。

さらに、精神障がいに関しては対象となる方が2名いらっしゃいまして、2名とも「発達障がい」と重複する結果となっております。

最後に、1点目の障がいの程度別の回収率でございますが、2ページの上段にある手帳の種類等が、回答結果における重度等の状況でございます。この程度別の回収率の内訳ですが、回収率を算出するためには、分母となる発送した件数が必要でございます。しかし、今回この区分別の発送件数は押さえておりませんので、申し訳ありませんが、回収率としては把握しきれないところでございます。ただ、回答結果としては、療育手帳のA判定の方が25%、B判定の方が70%程度、身体障害者手帳では1・2級の方が60%以上を占める結果となっております。

石井委員： せっかくの策定委員会ですから、良い計画になるようご質問させていただきました。ありがとうございました。

工藤委員： 私から1ページ、子どもの年齢で「12～18歳」とありますが、「18歳未満」と表記しないと18歳も含んでいるように読み取れるのですがいかがでしょうか。1ページ以外にもそうした記述があるかもしれませんいかがでしょうか。

四條課長： ご指摘の記述については確認の上、修正させていただきます。

委員長： 他に意見や質問はございませんか。(特になし)

それでは、議事(3)第5期障がい福祉計画(平成30年度～32年度)及び第1期障がい児福祉計画の見込量について、事務局から説明をお願いいたします。

永利主査： 当日配付資料1をご覧ください。障害福祉サービスの見込量ですが、平成30年度以降の見込量については、先程お話しさせていただいた平成29年度の見込量と同様の方法で推計を行っております。

では、内容についていくつかご説明いたします。(1)訪問系サービスの行動援護でございます。平成30年3月31日に経過措置が終了し、従事者は行動援護従事者養成研修を受講

した者以外は従事できないこととなります。但し、市内でサービスを提供している2事業所は、既に研修受講済であることを確認しております。行動援護支給決定者で、地域生活支援事業の移動支援を利用されている方は、今後、行動援護サービスへの移行を勧めていくため、利用者の増加が見込まれるものと推計しております。

2ページ、(2) 日中活動系サービスです。4段目の就労移行支援サービスですが、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」において、基本目標を設定することとされているサービスでございます。平成32年度末における利用者数が平成28年度末における利用者数の2割以上増加することとされているため、これに基づき見込量を推計しております。

下段、(3) 居宅系サービスの施設入所支援ですが、こちらも「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」の中で、基本目標を設定することとされております。平成32年度末の施設入所者数を平成28年度末時点の施設入所者数から2%以上削減することとされているため、これに基づき見込量を推計しております。

3ページ、(4) 相談支援サービスの計画相談は、他のサービスと異なり、利用人数が年単位の設定になっているため、平成28年度までの実績に基づいて推計を行っているものでございます。

宮崎係長： 続いて、(5) 障害児通所系サービスについてご説明いたします。基本的な推計の方法については、先程の永利の説明と同様の考え方で推計しております。その結果、第2回の委員会で提示した数値と比較すると、放課後等デイサービスは下方修正となっております。

また、保育所等訪問支援及び医療型児童発達支援については、現在利用が少ないサービスとなっておりますが、平成30年度以降に希望者が出了場合は、しっかりとサービス提供ができるよう見込みを立てているところでございます。

障害児相談支援については、障がい者の計画相談支援と同様、利用人数は年単位の見込みとなっております。こちらについても過去からの推移や事業数の増加等を勘案した上での見込みとなっております。

永利主査： 最後に4ページ、地域生活支援事業の見込量についてご説明させていただきます。こちらの推計方法もこれまでご説明したものと同様の方法で推計しております。

中段、日常生活用具給付等事業についてでございますが、こちらは身体障害者手帳をお持ちの方が給付対象となるため、各年度の身体障害者手帳所持者数を基に算出しております。

その中の排泄管理支援用具は利用率の伸びがかなり大きいため、平成29年度の推計からその伸び率を換算して算出しております。そのため、平成27年度、28年度の実績からは数値が大きく伸びているものでございます。説明は以上でございます。

委員長： それでは、今の説明について意見や質問等はございませんか。(特になし)

引き続き、議事(4) 江別市子どもの福祉に関するアンケート結果のまとめについて、事務局から説明をお願いいたします。

四條課長： 当日配付資料2をご覧ください。先程、アンケート結果の集計についてご報告させていただきましたが、その結果から重要と思われる点を抜書きしているものが網掛けしている部分でございます。

また、網掛けの下の箇条書きは、アンケート結果から導かれる課題として挙げているものでございまして、ここにアンケート結果などを踏まえた委員の皆様の見解を加えていただきたい

と考えております。

それでは1ページ、早期発見・早期療育についてでございますが、気づいたきっかけとして最も多いのが「定期健診（乳幼児健康診査）」の機会にして、年齢としては「1～2歳」が最も多く、「3～5歳」が続き、結果として就学前が7割以上となっております。

最初の相談先は、0歳は「病院」、1～2歳は「保健センター」、3～5歳は「発達支援センター」へと相談先が移り変わっております。

早期にしてほしかった説明としては、今後の「発育・発達の課題や障がいに関する今後の見通し」が85%、「障害福祉サービスの仕組みや内容に関すること」が52%といった状況でございます。

これらを受けての課題としては、子どもの年齢に応じて相談先が移り変わっていることから、各分野の相談先の連携が必要となります。また、発達の課題や障がいに関する今後の見通しという専門的な情報が必要とされていることが読み取れます。

次に保育・教育についてですが、中学校卒業後の進路希望としては、「高等学校（全日制）へ進学」が54%、「特別支援学校高等部へ進学」が26%となっております。

また、高等学校卒業後の進路希望は、「就職させたい（アルバイトなどを含む）」が36%、「進学させたい」が24%、「障がい者の施設に通所させたい」が20%となっております。

保育や教育への希望は、「特性に応じた保育や教育」が65%、「進学・進級時の情報の引継ぎ」が42%、「障がいや特性に対応した施設や設備の充実」が約35%と続いております。

子どもに関する悩みの内容は、「子どもの将来の生活のこと」が67%、「子どもの進学のこと」、「子どもの育児や教育のこと」がそれぞれ約58%、「子どもの就職のこと」が42%となっております。

これらを受けての課題としては、将来的に進学や就職を希望する人が多いことが読み取れます。そのために、自立を支援する保育・教育が求められているという結果でございます。

また、特性に応じた保育や教育への支援はもとより、相談機関同士の連携、進学・進級時の情報の引継ぎ、療育・保育から教育、さらに卒後の支援へと切れ目のない支援体制の構築が求められております。

2ページ、相談と情報提供・支援についての状況でございます。日常的な相談先は、家族や友人等を除くと、「保育所・幼稚園・認定こども園・学校の教職員」が51%、「子ども発達支援センターの職員」、「病院・施設などの関係者」が4割前後となっております。

相談への満足度は、「ふつう」が65%、相談機能の充実のためには、「適切なアドバイスができる専門的な人材がいること」が53%、「相談からサービス提供まで一貫した支援体制を充実すること」が47%、「気軽に話を聞いてもらえること」が41%となっております。

情報入手手段は、「インターネット」が53%、「市の広報や市の窓口」が36%、「家族・知人」が32%と続いております。

情報源の満足度は、「ふつう」が55%、「不満」が34%、不満と回答した人の理由は、「情報がどこから入手できるかわからない」が65%、「情報が少ない」が53%、「必要な時に必要な情報が得られない」が50%となっております。

これらを受けての課題としては、相談を充実させるためのキーワードとして「専門的なアドバイス」、「サービスまでつながる一貫性」、「気軽に」といった内容が多く見られますことから、利用しやすい環境を整備することによる相談の効果が求められているものでございます。また、

情報については不満が30%に上っていることから、情報提供体制を充実させることが必要と考えております。

続いて、障害福祉サービスについてでございますが、現在の利用状況としては「児童発達支援・放課後等デイサービス」が75%となっております。今後の利用意向は、ほとんどの項目で利用状況よりも高く、特に「福祉施設などでの就労（就労移行支援・就労継続支援）」、「相談支援」、「福祉施設などでの通所介護（生活介護・自立支援）」などを希望する方が多いという結果になっております。

充実すべき福祉サービスは、「就労能力の向上、就労の場の確保」が32%と多く、「障がいの程度や生活に応じた障害福祉サービスの提供」が31%、「日常生活や福祉サービスなどの相談の場」が26%と続いております。

これらから福祉サービスについては、障がいの特性やライフステージに応じた様々なサービスが求められていることが読み取れ、また、就労の場の確保、福祉施設での就労などは、特にこれからのライフステージにおいて必要とされるサービスであり、一人ひとりに応じた適切な活動の場の確保が必要であると考えております。

また、保護者、特に母親の就労支援も重要な観点であり、重度の障がいがあっても利用でき、子どもが安心して過ごせる居場所づくりも地域での課題として挙げられております。

3ページ、江別における子どもの生活についてでございます。江別のまちの暮らしやすさは、「ふつう」が58%、「暮らしにくい」が27%となっております。暮らしにくいと回答した方の理由は、「専門的な医療機関が少ないこと」が35%、「利用できる福祉サービスが十分でないこと」が50%、「バスなどの交通の便が悪いこと」が36%、「働く場所が少ないこと」が32%となっております。

続いて、充実すべき施策には「通常学級にできる限り通えるような支援を充実させること」、「障がいや病気を早期発見し、適切な療育や医療が受けられるようにすること」、「経済的な支援の充実」が3割となっております。

これらから専門的な医療機関の他、利用できるサービス、交通の便、働く場所の問題が暮らしにくさにつながっているものと読み取ることができます。情報のわかりにくさを指摘する声が多かったことも考慮すると、実際は使えるサービスは用意されておりますが、その情報が届いていないのではないかという状況も考えられるところでございます。

これらアンケート結果から導き出したところに加え、今後の計画策定に当たっては、本日、委員の皆様のご意見をいただいた上で検討していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

委員長： 当日配付資料2は、先程説明がありましたアンケート結果を事務局がテーマ別に課題を抽出し、本日の検討のための基礎資料として作成されたものという理解でよろしいかと思っております。主として示されている5つの柱に沿って皆様から自由にご意見をいただき、これを基に次回の委員会で事務局から素案を提案していただく流れとなります。従って、本日はアンケート結果から当市の障がいのあるお子さんと保護者にとっての課題となっている点についてご意見をいただきたいと思いますと考えております。

それでは、早期発見・早期療育についてですが、事務局から箇条書きで、課題が提示されております。これについてご意見・ご質問をお願いいたします。

(工藤委員はここで退席)

石井委員： 当市単独で行う障がいのある方に対する福祉サービスの充実を取り上げてはどうでしょうか。例えば、当市では一定の障がいの方に重度心身障害者医療費助成が行われているということ載せ、全ての方に周知できると良いと感じております。

委員長： それは、9ページの4福祉に関するサービスについてに包含できるかと思います。

では、私から1点よろしいでしょうか。早期発見の点では、資料3の4ページの気づいた時に説明してほしかったこととして、84.9%を占めた「発育・発達の課題や障がいに関する今後の見通し」はかなり重要かと思います。今後の可能性や見通しを保護者がきちんと知っておきたいというのはよくわかることですし、次に挙げられている「障害福祉サービスの仕組みや内容に関すること」も大事かと思います。その次の「精神的な不安や孤独感をやわらげるための支援に関すること」は、子どもの成長において保護者の精神的安定がかなり影響すると思います。数値としては38.7%と、4割弱の方が感じていらっしゃることから、課題の1つとして取り上げる必要があるのではないかと思いますがいかがでしょうか。

岩城委員： 健康診査の現状がよくわからないので確認の意味も含めてお聞きしたいのですが、当市では就学前の健診は3歳児健診のみなのでしょうか。

四條課長： 保健センターでは定期的な健康診査を行っており、まずは4か月児健診、10か月児健診、1歳6か月児健診、そして3歳児健診が実施されております。

岩城委員： 3歳児以降では、就学するまでの間は特に健診等がないということでしょうか。

四條課長： 保健センターで実施している乳幼児健康診査としては3歳児までなのですが、その際、気になるお子さんがいた場合には、引続き子ども発達支援センターに引き継ぐなどしております。

岩城委員： 私の経験からすると、3歳児健診で言葉の発達の遅れを感じて相談したのですが、問題なしと診断されました。その時は1人目の子どもだったし、保健センターの方がおっしゃるのであれば少し様子を見ようと思い、その後相談をしませんでした。幼稚園入園後、やはり少し他の子より遅れていると感じ、5歳のときに相談窓口に向うと児童相談所に行くよう言われ、そこで初めて発達に遅れがあることがわかりました。今思えば、3歳児健診で心配ないと言われましたが、気になることがあれば相談できる機関等があるという情報を教えていただければよかったと思っています。

また、3歳児では個人差も大きいので、小学校に入る前の5歳児ぐらいでの健診を検討できないものでしょうか。

谷藤委員： その件については、私からお答えします。

委員長： では、お願いします。

谷藤委員： 身体障がいや知的障がいのあるお子さんなどは早期発見につながりやすいのですが、現在は知的に課題のない障がいのあるお子さんなどもいらっしゃる、発見がかなり遅くなってしまう場合もございます。できれば、3歳児健診から就学までの早い時期にもっと健診があると良いという思いは確かにございます。現在のところは、その空白期を埋めるものとして、子ども発達支援センターの職員が保育園、幼稚園を巡回相談させていただき、先生方が心配されているお子さんや、生活が気になるお子さんに対応させていただいております。

また、先程事務局からもありました健康診査の説明についてですが、健康診査の後に心配なお子さんについては発達健康診査という健診を別に設け、定期的に経過観察させていただいており、必要な医療機関等を紹介させていただくといった支援をしております。

四條課長： 現在、お子さんの見守りについては、かなり制度化されているところでございます。さらに、

今後の国の動きとしましては、子育て世代包括支援センターというものがございます。これは法律上、努力義務で設置を求められているものであり、当市でも検討に入っております。子育て世代包括支援センターは、お子さん一人ひとりの状況に応じてプランを立て、発達を確認していくような制度でございます。今後はそうした形での見守りの制度も整っていくという認識でおります。

委員長： 今後も色々な支援センターが設置されるということですね。それだけではなく、しっかりそれぞれへつなげられるようになってほしいものです。

四條課長： 子育て世代包括支援センターは、まさにそのつなげることを目的としたものでございます。現在、3歳児までの健診を保健センターで実施しておりますが、その後就学前までは一時途切れてしまうような状況もあり得るかと思えます。その空白期をつなぎ、お子さんの状況を常に把握していくというのが制度の趣旨となっております。

委員長： 調査結果の中で、早期に説明してほしいこととして、「今後の見通し」、「サービスの仕組みや内容に関すること」が挙げられているのは、説明が十分になされていないと捉えられる部分もあるということなのでしょう。

谷藤委員： 実際に相談の中で、お子さんの発達の見通しを正確に伝えるのはかなり難しいことと思っており、曖昧な回答になってしまうこともあると思われま。ただ、専門的な情報が求められているのは課題として挙げられているとおりですので、可能な限り客観的に今のお子さんの状態を把握する必要があると思えます。現在、専門家等を通じて相談させていただき中で、標準化された検査等を通じてお子さんの状態を把握し、半年ないしは1年ごとに経過を見るという形で将来の見通しを立てられるような形は整っております。なかなか正確に将来のことをどうするというところまでを伝えることは難しいところではありますが、できる限り現状から考え得る対応は保健センター等とも連携を取って行っております。

委員長： 調査結果で次に挙げられている「精神的な不安や孤独感をやわらげるための支援に関すること」は、先程私から重要な課題ではないかと提案させていただきましたが、委員の皆様から意見はございますか。

岩城委員： 当事者の立場としては、当時はあまりデイサービス等がありませんでした。個別支援の学校も地域の学校ではなかったの、保護者が送迎されているお子さんが多かったと思えます。今は送迎の支援も充実しており、各学校にも特別支援学級ができた反面、親同士の交流が減っているのではないかと思います。以前は、朝と帰りの送迎で色々な親御さんと出会う機会があり、先の見通しを始め様々な情報を聞くことができたのですが、今は当事者同士のつながりが希薄化していると感じております。送迎付きのデイサービスの利用者が増えて、保護者も仕事ができる状態になったなど良い点が増えた反面、保護者が孤独に陥りやすくなっているのではないかと思います。

委員長： 岩城委員から意見があったように、1つの課題として挙げておいていただけますか。お願いします。

次の保育・教育について、事務局から課題が2点挙げられています。意見があればお願いします。

白川委員： 小学校に関わる立場から申しますと、就学前のお子さんの情報が学校に届かない部分がございます。実はこれは重要な課題と捉えております。例えば、障がい者手帳の交付を受けているお子さんであれば、入学する前に学校に連絡があり、担当がお子さんの状況を見に行った

りすることもできるのですが、記録となるとそれまでの相談歴等は個人情報になるので引き継ぐことが非常に難しいのではないかと思います。その引継ぎの問題が福祉関係と教育行政との狭間と感じている部分があるのですが、他市では産後から障がいの発見に至った場合、記録をファイルし続けて小学校から中学校へ引き継ぎ、保護者の要望と了解があれば高等支援学校や高等学校へ記録のやり取りをしている事例もございます。引継ぎがしっかりできると、かなり今後の支援も違ってくるように思います。例えば、一時的に支援が不要となっているお子さんが、中学校に入学した際に突然支援を要する状況になった場合でも、小学校に記録があるのでやり取りを行い対応ができます。こうした情報のやり取りが当市でもできると良いと思っております。

委員長： 白川委員は事務局から課題の2番目に挙げられている部分を、第一線にて痛感していらっしゃるということですね。

菅原委員： 私は保育園に関わる立場ですが、保育園・幼稚園での通園情報は、小学校に入学する際に保育要録等としてその子の育ちの経過についてきめ細かに記載し、成育歴を含めて学校側に送っております。

また、必要があれば個人について学校側と面談等を行っておりますので、私はこの数字を見て驚いております。自分で考えているより、情報が行き届いていなかったという感想を持ちました。今、白川委員のお話を聞いて、もっとやり方に工夫が必要なのではないかと考えております。

四條課長： 今の保育園側からのお話は、公設保育園の話として受け止めていただきたいと思います。公設保育園に関して言えば、保育要録等の詳細情報を小学校に引き継いでおりますが、同様に幼稚園やその他の保育園がお子さんの成育歴を引き継いでいるかどうかまでは、私どもでも確認できているわけではございません。しかしながら、今のお話を伺い、これは重要な観点になるかと認識したところでございます。

委員長： 特に、小・中学校に関しては白川委員がおっしゃられたように、福祉と教育の狭間といった部分でどうもうまくいっていないということは、当市に限らず様々なところで話を聞くことがあります。当市としても何らかの手立てができると良いと思います。この2点で他に意見がなければ、次に移ります。

2ページ、相談と情報提供、支援についてですが、キーワードが「専門的なアドバイス」、「サービスまでつながる一貫性」、「気軽に」といった内容が多く記述されておりました。連携、切れ目のない支援、つながる一貫性など、当事者の方もそれを強く希望されているということが、言葉として出てきております。現在の情報提供の方法は、当市ではパンフレットやウェブ上での説明等が中心なのでしょうか。

四條課長： サービスに関しては、窓口相談にお越しいただいた際に手続き方法についてや「えべっつなび」という障がいのある方向けの福祉事業所ガイドブックがあり、その中での紹介が中心でございます。情報源はインターネットが多く、前回と比較しても飛躍的に多くなっているのは、スマートフォン等により少なくとも一家に一台以上はネットに接続できる環境が整ったということが大きく影響しているものと認識しております。

しかしながら、インターネットに掲載されている情報自体が正しいものであるか、やや偏ったものであるか等、情報を見極め、取捨選択をすることが重要でございます。従って、インターネット上では、信頼できる情報からの発信が求められているのではないかと考えております。

委員長： おっしゃるとおりです。インターネットは確かに情報過多気味ですが、その情報源は割と不確かなところも多いと思います。私から情報として大事なことを2点申し上げると、利用する側から情報というものを考えた場合、現在困っていることに対して見合った情報がほしいというのが最も必要であると思います。例えば、障害福祉サービスの情報がほしいときも、制度の内容が大々的に書かれたものが必要なわけではございません。困っていることに対して最も必要な情報だけを求めているのだと思います。

もう1点は、自分の人生を数年先まで見通した時や、人生を計画する時に知っておいた方が良い情報があれば、それを踏まえて自分の人生を計画したり、子どもの将来を計画したりすることです。それを前提としてお話しすると、この2点を踏まえた相談相手、専門的なアドバイスをしてくれる人が求められているのではないかと考えているのですが、委員の皆様はいかがでしょう。(同意)

事務局としては、現時点で専門的なアドバイスを求めている方に対して、十分な対応ができていくという認識をお持ちでしょうか、それとも何らかの課題をお持ちでしょうか。

四條課長： 傾向といたしましては、資料にもありますとおり、相談先としてお子さんが日常的に通われている「保育所・幼稚園・認定こども園・学校の教職員」が多くなっております。反面、求められていることといたしましては、「適切なアドバイスができる専門的な人材がいること」、「相談からサービス提供まで一貫した支援体制を充実すること」などがございます。保育・幼稚園、福祉分野、教育の機関は、必ずしも障がい分野に限って特化したものではございません。そうした状況の中でミスマッチが起きているということが、この傾向から見て取れると思われまます。当然ながら、相談を受ける機関としての窓口は用意されておりますが、ある意味ではそうした窓口には気軽には訪問しにくい部分もあるのではないかと思いますので、その点を記載させていただきます。

委員長： 今の事務局の説明でよろしいでしょうか。(一同了)

それでは続いて、福祉サービスについて委員の皆様のご意見を伺います。ライフステージにおける対応について2点、母親の就労支援について1点の計3点の課題がございます。いかがでしょうか。(特になし)

では、私から事務局にお尋ねします。“障がいの特性”という表現が散見されますが、どういう意味で受け止めたらよろしいでしょうか、補足説明をお願いいたします。

本多課長： 一般的な説明になりますが、障がいの原因や特徴によって身体障がい、知的障がい、精神障がいといった分類がなされていますが、その中で障がい種別によってそれぞれに応じた適切な支援がある、そういう意味で表現しております。

四條課長： 私からも回答します。例えばお子さんで言えば、何より真っ先に親御さんが心配されることとして、言語の発達の問題がございます。言語発達の問題を1つの“特性”として、そこに求められる支援やサービスがございます。その後に見えてくるものとして、対人関係の問題や学習障がい(LD)の課題などがあるかと思います。これはライフステージにも関連してきますが、個々のお子さん、保護者の方がどのようなことを求められているのか、それを正確に把握して必要な支援やサービスを提供していくというイメージでございます。

委員長： 問3の所持している手帳や発達の不安の結果にもあるように、「対人関係や社会性に関する不安」、「言語発達に関する不安」、「多動や衝動性等行動に関する不安」と上位を占めた多くは、知的障がいや身体障がいはないが行動上の心配などがあり、これらから代表される発達障がい

には様々な特徴があるかと思えます。

そこで、私がお尋ねしたかったのは、当市では広い意味で発達障がい分類されるお子さんたちへの対応がどうなっているのかということです。発達障がいという概念が登場してから、様々な取組みがされていますが、足並みは必ずしも揃っておらず、病院に行っても発達障がいと診断しない医師もいると聞きます。診断はつかないけれども、行動の問題は現実上存在するのです。知的な側面は数値として表れていないが、集団生活がうまく送れないといった子どもたちの数も増えていると思われますので、“障がい特性”という言葉をもう少し具体的に、例えば、“従来の福祉サービスの対象となっている障がいに加えて、発達障がいを含む特性に応じた”という表現にされた方が、より正確に伝わるのではないかと思います。

白川委員： 実際に子どもたちと接していると、同じお子さんというのはいないので、かなり柔軟な対応が必要であると感じております。学校であれば人数は限られるので、対応する側が共通理解を持って個別に対応を考えていくことはできるのですが、市全体となると簡単に“特性”とは何かということは言えないのではないかと思います。ただ、そこを大事にしていけないといくつかの選択肢しかなくなり、そこに必ず当てはめてしまっただけはその子は幸せになれないと思います。私は小学校に入学してきた支援を必要とする子どもたちに対して、今、どういう力をつけてやらなければいけないかということを考えます。小学校ではどんなことをしなければいけないか、中学校ではどんなことをしなければいけないか、私たちは育てる側なのでそれを考えるのですが、保護者にはそのイメージを持ってない方もいらっしゃると思います。そうすると先程の話に戻りますが、気軽に相談できる機関、相談したことが引き継がれるということ深く考えていく必要があると思います。“障がいの特性”については、色々なお子さんがいるということを考えていかなければならないため、一言では答えられないように思います。

谷藤委員： 私も“障がいの特性”となると一人ひとり発達のニーズが違ってくるため、さまざまな支援が必要なのではと思います。今回のアンケートでは、障がい者手帳をお持ちではないが、通所受給者証をお持ちの方たちも対象となっておりますので、その方たちまで含めた福祉サービスのあり方を考えるのであれば、そこも含んだ表現が必要かと思えます。

委員長： 多少細かい話にもなりましたが、是非その辺りのお話などは、次の素案の時にまた検討させていただけると良いと思います。

それでは最後、3ページ、江別における子どもの生活についてです。情報伝達の問題の他、市内には医療機関が少ないのではないかとことや、福祉サービスが十分ではないという声もあります。「暮らしにくい」とお答えいただいた方は25人に1人で、数としてはそう多くありませんが、当然配慮しなければなりません。皆様も実際に活動されている中で、共感される点や補足する点があれば発言をお願いしたいと思います。(特になし)

では、私から1点お尋ねします。本日の当日配付資料ですが、後日気づいた点などがあれば、いつまでに事務局に連絡すれば良いでしょうか。

四條課長： この後素案を作成いたしますので、期間が短くて申し訳ありませんが、11月2日(木)までに事務局へメール、ファックス等文書でお寄せいただきたいと思います。

委員長： 全体をとおしてお気づきの点があれば、11月2日までに事務局にお寄せいただきたいと思います。

四條課長： 形式は任意の様式でかまいません。皆様の意見を参考にさせていただき、次回の委員会において素案として提示したいと思います。是非よろしく願いいたします。

委員長： では、この先のスケジュールですが、今回は素案が提示され、その素案に私たちの意見が反映されているか確認を行います。その後、パブリックコメントにかけるための案として問題ないかという委員会が必要になってくるかと思います。児童福祉法の改正により、障がい児福祉計画を策定することになったということに基づき、本日の委員会は検討しています。最終的には障がい福祉計画と共通するところ、関連させることができるような形で完成を目指せると良いと考えていますので、皆様もご承知おきいただきたいと思います。

本日は様々な意見をいただきました。今後の計画策定に是非活かしていただきたいと思います。予定終了時刻を過ぎてしまいました。委員の皆様から最後に何か発言しておきたいことはございますか。(特になし)

それでは事務局から、その他で報告等あればお願いいたします。

宮崎係長： 委員長からお話しがありましたとおり、本日いただいたご意見と、11月2日(木)までにいただくご意見を含めて、次回までに素案として整理し委員会で提示させていただきたいと思います。

最後に次回の策定委員会の日程等ですが、11月20日(月)午前10時からを予定しております。会場については、この後調整をして改めてご案内させていただきます。

委員長： 以上で本日協議する議事はすべて終了いたしました。皆様、ありがとうございました。